

質問及びその回答（未来の音楽家育成・国際芸術交流業務 公募型プロポーザル）

※受付順で記載

No	受付日	資料名	ページ	項目名	質問内容	回答	回答日
1	2026/6/10	仕様書	1	6.公演概要 ②国際交流公演	仕様書に記載の「神戸、台湾、韓国の学生や若手演奏家」についてお伺いいたします。 ① 本事業は台湾及び韓国双方との交流事業を実施することを想定しているとの理解でよろしいでしょうか。 ② 台湾または韓国のいずれか一方との交流事業を提案することは可能でしょうか。 ③ 台湾及び韓国双方との交流事業を提案する場合、同一年度内に両国との交流を実施する必要がありますでしょうか。 ④ 台湾及び韓国双方との交流事業を提案する場合、同一事業・同一公演内で実施する必要がありますでしょうか。それとも、年度内にそれぞれ別事業・別公演として実施する提案も可能でしょうか。	①②双方との交流もしくは台湾との交流事業のみでのご提案が可能です。（昨年の「KOBE国際音楽祭2025」にて韓国との交流事業を実施し、今後更なる事業展開を目指すことを目的とするため。） ③④事業は契約期間内（契約締結日～2027年3月31日）に実施を完了させてください。また双方との交流事業を提案いただく場合、別公演としてご提案いただくことが可能です。	2026/6/17
2	2026/6/10	仕様書	1	6.公演概要 ①学生や若手演奏家によるまちなか及びホール公演	仕様書に記載の「ホール公演」について、神戸市内の民間ホールや多目的ホール（例：うはらホール、御影芸術堂、神戸ファッションマートホール等）での実施も対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	神戸市内の民間ホール・多目的ホールでの公演実施も対象です。	2026/6/17
3	2026/6/10	仕様書	2	8.出演者 (1) 出演者の選定	若手演奏家の選考方法について、一般公募に加え、音楽大学教授や音楽関係団体等からの推薦制度を併用することは可能でしょうか。	可能ですが、推薦方法を事前に市と協議してください。また、客観的に公正な基準となるようにしてください。	2026/6/17
4	2026/6/10	実施要領	2	6.応募手続き等に関する事項 (2) 参加確認書類・企画提案書・見積書の提出 イ 企画提案書の提出	提案者が別途主催する既存事業と連携した提案についてお伺いいたします。 提案者は2026年11月3日に神戸市内において大規模な音楽事業（500人規模のフルートアンサンブル事業）を実施予定です。 ① 当該既存事業と同日・同会場で若手演奏家の発表機会や国際交流プログラムを実施する提案は可能でしょうか。 ② 本事業の目的に合致する部分について、既存事業と運営・広報・会場利用等を連携して実施することは可能でしょうか。 ③ その場合、本事業に係る経費と既存事業に係る経費を適切に区分して計上することで問題ないでしょうか。	①現段階で可能と考えておりますが、最終的には対象事業の内容を鑑みて判断させていただきます。 ②可能です。 ③ご記載の通りで問題ございません。ただし経費の区分については事前に市と協議してください。	2026/6/17
5	2026/6/10	仕様書	1	6.公演概要 ①学生や若手演奏家によるまちなか及びホール公演	神戸空港を活用した演奏会を提案する場合、応募時点において空港管理者等との事前協議や利用内諾の取得は必要でしょうか。また、提案採択後に空港管理者等との協議により実施内容や実施場所を調整する提案も可能でしょうか。	事前協議・内諾済みであることが望ましいですが、必須ではありません。また審査等において実施場所との調整能力や実現可能性について問われる場合がございます。	2026/6/17
6	2026/6/10	実施要領	3	7.選定に関する事項 (1) 評価基準	地元事業者の評価について、法人登記簿上の本店所在地が神戸市内である場合、「神戸市内に本店を有する者」として評価されるとの理解でよろしいでしょうか。また、神戸市内に支店・営業所・事務所を有する場合の評価基準についてもご教示ください。	地元事業者（神戸市内に本店を有する者）はご記載のとおり法人登記簿上の本店所在地が神戸市内であることを判断基準とします。また準地元事業者（神戸市内に支店等を有する者）の判断基準については別添の通知文に準じます。	2026/6/17

7	2026/6/10	実施要領	2	6.応募手続き等に関する事項 (2) 参加確認書類・企画提案書・見積書の提出 イ 企画提案書の提出	本事業において、 ① 企業協賛金の募集 ② 広報物等への協賛企業名掲載 ③ 公演における入場料徴収 ④ 出演者からの参加費徴収 は可能でしょうか。また、それぞれ実施する場合の条件や制限事項がございましたらご教示ください。	①可能です。協賛金収入を事業に充当する旨を仕様書に追記させていただく必要がございますので、契約締結時に別途調整させていただきます。 ②可能ですが企業との交渉内容について事前に市と協議が必要です。(協賛メニューが事業の公益性を損ない程度か判断するため) ③事業趣旨にそぐわないため不可能です。 ④事業趣旨にそぐわないため不可能です。	2026/6/17
8	2026/6/10	仕様書	2	8.出演者 (1) 出演者の選定	仕様書に記載の「神戸の学生や若手演奏家」について、出演対象者は神戸市在住・在学・出身者に限定されるものではなく、神戸市外(関西圏等)の学生や若手演奏家を含む提案も可能との理解でよろしいでしょうか。	本事業の趣旨に則り基本的には神戸市在住・在学者を中心に検討していただければと考えますが、例外的に神戸市外の学生・若手演奏家を含むご提案が可能です。	2026/6/17
9	2026/6/10	仕様書	1	3.業務概要	コベカツ参加団体や神戸市内の青少年育成団体と連携した事業提案は、本事業の趣旨に合致するものとして評価対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	評価基準は 実施要領 7 選定に関する事項(1) 評価基準 のとおりであり、学生やコベカツ団体の成長につながる出演方法を含めた提案も審査の主な視点の一つとしています。	2026/6/17
10	2026/6/10	実施要領	2	6.応募手続き等に関する事項 (2) 参加確認書類・企画提案書・見積書の提出 イ 企画提案書の提出	提案時点において、出演予定者や協力団体については調整中の状態でも提案可能でしょうか。また、提案時に全ての出演者・協力団体の正式承諾書等の提出は必要でしょうか。	公募等による出演者募集を行っていただく事業の性質上、応募予定者の確保を行うこと等は望ましいですが正式承諾等は必要ありません。また審査等において出演者等との調整能力や実現可能性については問われる場合がございます。	2026/6/17

神行契第 5082 号
令和 7 年 10 月 1 日

事業者各位

神戸市行財政局契約監理課長

「営業中の支店・営業所について（準地元業者について）」

神戸市では、競争入札において、地元中小業者の育成の観点から、案件内容の許すかぎり地元業者を優先して発注することとしています。

地元業者、準地元業者について、以下のとおり定義します。

- ・地元業者：本店を市内に有する者
- ・準地元業者：上記以外の者の内、営業中の支店・営業所を市内に有する者

準地元業者の要件である「営業中の支店・営業所を市内に有する者」の判断に当たって、本市が「営業中の支店・営業所」と認めるものは、以下のとおりです。

1. 支店等としての形態を整えていること。

- 1) 常設されていること。インターネット上のショップや移動販売は認めない。
- 2) 事業を行うための建物であること。
 - ア 居宅等と共有の場合は、居宅部分等と壁等で仕切られ行き来ができない等、明確に区分されていること。
 - イ 建物外部又は入口ドア等に看板を掲出し、独立した事務所として形態を整えていること。他社と同居的な間仕切りのみ等の形態は認めない。
 - ウ 業務が遂行できる最低限の事務用じゅう器（机、椅子等）や事務用機器（電話、ファクシミリ、複写機等）が備え付けられていること。
 - エ 単なる取次ぎ並びに単なる事務連絡所、工事事務所や作業所等は認めない。

2. 常時業務活動を行っていること。

- 1) 自社と直接かつ恒常的な雇用関係にある常駐の職員が 1 名以上配置されており、常時（週 7 日間のうち 3 日以上かつ 18 時間以上）業務活動を行っていること。
- 2) 常時不在転送電話になっている状態は認めない。

担当：神戸市行財政局契約監理課